

令和7年4月1日からの建築確認申請等手数料改定について

建築基準法等の改正に伴い、令和7年4月1日より建築確認申請手数料、建築物省エネ法に係る手数料を改定・新設します。

【確認申請・中間・完了検査手数料（改定）】

床面積200㎡以下の建築物について「特例の有無」での区分を追加したほか、手数料額の全体的な見直しを行います。

建築物	床面積（㎡）		確認申請		中間検査		完了検査			
			改定前	改定後	改定前	改定後	中間検査対象		中間検査対象外	
							改定前	改定後	改定前	改定後
0 ～ 30	特例あり※		6,000円	12,000円	—	—	—	—	12,000円	15,000円
	特例なし		6,000円	15,000円	12,000円	13,000円	11,000円	14,000円	12,000円	18,000円
30 ～ 100	特例あり		11,000円	20,000円	—	—	—	—	14,000円	18,000円
	特例なし		11,000円	25,000円	14,000円	15,000円	13,000円	17,000円	14,000円	21,000円
100 ～ 200	特例あり		17,000円	29,000円	—	—	—	—	19,000円	24,000円
	特例なし		17,000円	37,000円	18,000円	19,000円	18,000円	23,000円	19,000円	29,000円
200 ～ 500	—		23,000円	61,000円	25,000円	26,000円	25,000円	32,000円	26,000円	39,000円
500 ～ 1,000	—		41,000円	82,000円	39,000円	41,000円	39,000円	49,000円	41,000円	62,000円
1,000 ～ 2,000	—		56,000円	112,000円	53,000円	56,000円	54,000円	68,000円	56,000円	84,000円
2,000 ～ 10,000	—		170,000円	340,000円	120,000円	126,000円	120,000円	150,000円	130,000円	163,000円
10,000 ～ 50,000	—		280,000円	560,000円	200,000円	210,000円	200,000円	250,000円	210,000円	320,000円
50,000 ～	—		500,000円	1,000,000円	380,000円	390,000円	390,000円	490,000円	410,000円	620,000円
昇降機	当初		11,000円	17,000円	—	—	—	—	15,000円	23,000円
	計画変更		6,000円	9,000円	—	—	—	—	—	—
工作物	当初		10,000円	15,000円	—	—	—	—	11,000円	17,000円
	計画変更		5,000円	8,000円	—	—	—	—	—	—

※ 特例…建築基準法施行令第10条第1号、第3号、第4号に掲げる建築物（確認の特例）

【建築物省エネ法 審査・検査手数料（新設）】

建築物省エネ法の改正により、原則すべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます。

■法改正による変更点

- ・省エネ基準への適合を仕様基準※1で評価する場合は、確認申請手数料に省エネ審査（仕様基準）手数料が加算されます。
- ・省エネ適合性判定を受ける場合は、省エネ審査手数料の加算は不要となります。
- ・省エネ基準に適合しているかどうかの検査を行う場合は、完了検査手数料に省エネ検査手数料が加算されます。（仕様基準、省エネ適合性判定どちらも検査を受ける必要があります）

省エネ審査・検査 加算手数料

省エネ審査（仕様基準）手数料		省エネ検査手数料			
床面積(㎡) /1棟あたり	加算手数料	床面積(㎡) /1棟あたり	加算手数料		
			工場等以外	工場等 ※2	
戸建住宅	～ 200	14,000円	～ 300	19,000円	3,000円
	200 ～	16,000円	300 ～ 1,000	24,000円	4,000円
共同住宅	～ 300	26,000円	1,000 ～ 2,000	32,000円	6,000円
	300 ～ 2,000	40,000円	2,000 ～ 5,000	51,000円	18,000円
	2,000 ～ 5,000	62,000円	5,000 ～ 10,000	66,000円	28,000円
	5,000 ～	81,000円	10,000 ～ 25,000	79,000円	35,000円
			25,000 ～	93,000円	43,000円

※1 仕様基準…建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準

※2 工場等…工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの

【その他の改定】

住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定、省エネ基準への適合性評価における新たな評価方法（仕様・計算併用法）の追加に伴い手数料区分の追加と手数料額の見直しを行います。

【問い合わせ先】

帯広市 都市環境部 都市建築室 建築開発課 建築指導係

電話：0155-65-4181 FAX：0155-23-0159

E-mail：architecture@city.obihiro.hokkaido.jp